

群 労 発 基 1003 第 2 号
令 和 4 年 月 日

一般社団法人
日本労働安全衛生コンサルタント会
群馬支部長 殿

群 馬 労 働 局 長



群馬県最低賃金の周知広報について（依頼）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、群馬県最低賃金の周知広報については、過日、貴職宛てに広報誌等への掲載依頼をお願いしたところですが、今般、別添のとおり最低賃金のポスター等を作成しました。

つきましては、御手数ではございますが、ポスターの掲示等最低賃金額の周知広報に一層の御協力をお願いします。

知っていますか？

自分の最低賃金

群馬県 最低賃金

895時間額円

令和4年 10月8日から

前年比 **30円UP** 



会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ！

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで
確認！

最低賃金に関する特設サイト
<https://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは群馬労働局または最寄りの労働基準監督署へ
群馬労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/>

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金 最大
600万円
を助成